

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」  
第7回議事概要

日時：令和4年2月14日（月）13：00～15：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会 事務局長
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局 選挙課長
栗原 拓郎	前橋市選挙管理委員会事務局 主任
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
坪田 充博	日野市情報政策課 課長（日野市選挙管理委員会事務局中山 善之構成員の代理出席）
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
岩田 朋子	南国市選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官
前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー

木之瀬 義孝 構成員は欠席。

（総務省）

友井 泰範	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 係長
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

**【議事次第】**

1. 論点の検討
2. その他

**【意見交換（概要）】****■選挙人名簿抄本について**

- 閲覧用名簿（備考欄）の表記範囲は標準化案のとおりで問題ないとする。個人情報保護に配慮した方針となっている印象を受けた。
  - ・本市では、標準化案とは異なり、転出年月日等を閲覧用の選挙人名簿抄本に表記している。ただし、表記しなくとも実務上の問題は発生しないため、標準化案の通りで問題ないとする。
- 南極・船員の資格名を閲覧用の選挙人名簿抄本に表記する理由を確認したい。本市では、当該情報を表記していない。
  - ・本市では、当該情報を表記していない。特段、表記するメリットがない場合は、あえて表記する必要はないとする。
  - 南極・船員の資格名の表記の必要性について、事務局にて検討する。
- 抹消事由が職権削除であった場合に、削除となった経緯などに係る問い合わせが閲覧者から発生する可能性を懸念している。
  - ・本市では、抹消事由を表記していない。また、表記していないことによる実務上の問題は発生していない。問い合わせが発生する可能性を鑑みると、表記は不要とする。
  - 抹消事由の表記要否について、事務局にて検討する。
- 名簿出力しないケースにおける名簿番号の取り扱いを確認したい。
  - 名簿出力しないケースにおいては、抹消者は名簿抄本に記載されず、名簿番号についても採番されない想定である。名簿抄本調製後に抹消された者については、取消し線を付記することでその旨を示す。
  - ・名簿出力せず、対象該当者のみに取消し線を付記する方針で差し支えないとする。取消し線は、網掛けよりも視認性が高いとする。
  - 抹消者は名簿出力せず、対象該当者のみに取消し線を付記することとする。
- 名簿登録後に失権登録された者は、閲覧用名簿抄本に通常どおり表記する方針で差し支えないとする。
  - 名簿登録後に失権登録された者は、他の一般の選挙人と同様、閲覧用名簿抄本に通常どおり表記することとする。
- 名簿登録後に失権登録された者に特定記号を付記しない団体においては、復権予定者についても、特定記号を付記しない運用を想定しているか。
  - ・本市では、名簿登録後に失権登録された者と復権予定者の両者に特定記号を付記する想定である。
  - ・本市では、閲覧用名簿抄本には特定記号を付記せず、当日用名簿抄本には特定記号を付記する想定である。
  - 特定記号の付記については、各団体で選択可能な機能要件とする。
- 必ずしも復権予定日に復権するとは限らないため、復権予定日の表記は不要とする。投票所の職員が、選挙管理委員会に確認せず、復権予定日のみに基づき投票可否を判断した場合、誤って失権中の者に投票させてしまう可能性がある。また、復権予定日は機微な情報である点も懸念される。

→当日用名簿抄本において、復権予定日は記載しないこととする。

- 支援措置対象者と仮支援措置対象者を最終行に記載することは、事務上の利便性が低いと考える。通常のソート順に依ったページに記載されていた方が確認しやすいと考える。
  - ・本市では、当日投票管理システムを導入しているため、実情が異なっているかもしれないが、最終行への記載は同じく煩雑であると考ええる。
  - ・本市では、加害者と支援措置対象者が別住所でないと、支援措置の対象とはならない。したがって、加害者と支援措置対象者が名簿で順に並ぶというケースが想定されない。

→支援対象者の掲載位置について、いただいた意見を踏まえ事務局にて検討する。
- 特定記号を付記し、該当者を目立たせることへ懸念がある。万が一、選挙人に名簿を覗かれた際、特定記号が付記されている旨に気づき、トラブルにつながる可能性がある。
  - ・特定記号を付記しても差し支えないと考える。理由としては、選挙人に名簿を覗かれるという前提で考えていないこと、覗かれたとしても記号の意味は選挙人には分からないことが理由である。一方で、選挙時登録後に支援措置登録があった場合に、住所が非表示になっていることに対し、選挙人が違和感を抱く可能性は想定される。

→支援対象者の表記方法について、支援措置対象者への配慮等を鑑みた上で、事務局にて検討する。
- 当日投票において選挙権を失った転出表示者、期日前投票を終えた者について、取消し線は付記しない方針、選挙人の年齢表記については、生年月日から確認可能なため、印字しない方針で差し支えないと考える。
 

→上記のとおりとする。
- 選挙人名簿抄本の1ページあたりの印字人数について、標準化案どおりで差し支えないと考える。
 

→選挙人名簿抄本の1ページあたりの印字人数について、最終ページ以外は25人、最終ページは20人とします。
- 各名簿番号付番順に対し、全国意見照会にて各団体からの要望が確認できているならば、追加しても良いと考える。
 

→名簿番号付番に係る要件を追加する。

  - ・住民記録システム上の世帯員の並び順についても必要ではないか。

→住民記録システム上のデータを連携する想定であるため、対応可能と想定する。
- 名簿付番要件を追加した場合においても、名簿抄本ソート順に関する要件は引き続き必要であると考えられる。
 

→名簿抄本ソート順に係る要件について、引き続き設ける。
- 補正登録者は、末尾に並ぶよう付番する必要があるが、支援措置（仮支援措置）対象者は、末尾に並ぶよう付番する必要はないと考える。
  - ・本市では、補正登録者と支援措置（仮支援措置）対象者が末尾に並ぶよう付番している。
  - ・本市では、投票区の末尾に補正登録者を記載している。行政区の末尾では、ページ番号が崩れる可能性がある点が懸念される。

→支援対象者の名簿番号付番について、いただいた意見を踏まえ事務局にて検討する。

#### ■投票所入場券について

- 2名はがきの標準レイアウトに対し、全国意見照会にて各団体からの要望が確認できているならば、標準化案どおり追加しても良いと考える。

- 本市では、標準レイアウト定義対象外となっている6名圧着はがきを採用している。標準化後も、従来どおりのレイアウトで運用できることが望ましいと考える。また、地方の自治体では、投票所案内図を掲載することへのニーズは低い。投票所案内図を削除し、印字する人数を増やしたい。
  - ・投票所入場券は法令様式ではないため、各団体の要望に基づき、2名印字、4名印字、6名印字の3パターンを用意しても差し支えないと考える。7名以上は視認性が低いため、想定しにくい。→引き続き事務局内で検討する。
- 投票所入場券作成の外部事業者への委託も可能であるとのことだが、標準レイアウトに準拠しないレイアウトであっても、外部事業者が対応できるならば許容されるということか。
  - 標準業務フローにおいては、世帯封書様式を推奨することに留まるため、自治体によっては世帯封書様式以外での投票所入場券作成も想定される。
  - ・外部事業者への委託に係る機能要件上での定義や、ガバメントクラウドでどのように外部事業者へデータを提供するのか等について確認したい。
  - 機能要件においては、投票所入場券の作成を外部事業者へ委託することを想定し、作成用データの出力等について定義している。ガバメントクラウドからのデータ持ち出しや印刷に係る要件については、他の標準化案件とも連携しつつ、引き続き事務局内で検討する。
  - ・プレプリントやシステム印字に係る要件については、他の標準化業務でも検討されている。全体的に整理してもらいたい。
- 投票所入場券の宛名印字や圧着が正しく行われているかを印刷後に確認するため、連番の印字が必要と考える。
  - 連番の印字について、事務局にて検討する。
- 宛名用紙の標準レイアウトを定義しない理由として、レイアウトの差異による不利益が少ないという点が挙げられているが、理由として適当ではないと考える。標準レイアウトを定義しないことにより、カスタマイズが発生する可能性があるためである。不利益がないのであれば標準化すべきであると考えられる。
  - レイアウトの定義に係る、不利益の有無やカスタマイズコストの規模感等について、事務局にて検討する。
- 任意の内容の印字スペースを設ける必要があると考える。例えば、直近の選挙においては、特例郵便等投票や感染症対策等についての案内文を追加した。帳票レイアウト案では、表裏面に事務処理欄があるが、片面が良いと考える。表裏面どちらかの事務処理欄を削除し、印字スペースを追加してもらいたい。
  - 事務処理欄は片面のみとし、任意の内容の印字スペースを追加する。

以上